

公益財団法人浜松市医療公社役員等の報酬並びに費用弁償支給規程

平成25年3月29日

公益財団法人浜松市医療公社規程第15号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人浜松市医療公社（以下「公社」という。）の定款第13条、第28条及び第29条第4項の定めに基づき、公社の評議員及び役員（理事及び監事）並びに顧問（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 評議員の報酬は、次のとおりとする。

(1) 評議員 日額 5,000円を超えない範囲で評議員会で定める額

2 役員等の報酬は、次のとおりとする。

(1) 理事長 月額 1,200,000円を超えない範囲で評議員会で定める額

(2) 副理事長 月額 1,150,000円を超えない範囲で評議員会で定める額

(3) 常務理事 月額 1,100,000円を超えない範囲で評議員会で定める額

(4) 理事 日額 5,000円を超えない範囲で評議員会で定める額

(5) 監事 月額 30,000円を超えない範囲で評議員会で定める額

3 顧問の報酬は、次のとおりとする。

(1) 顧問 月額 250,000円を超えない範囲で理事会で定める額

4 前3項の規定にかかわらず、市長等の常勤の特別職並びに国家公務員及び市職員で一般職の者並びに公社職員で月額給与を支給される者については、報酬は、支給しない。

5 月額報酬を受ける役員等には、日額の報酬は、支給しない。

(支給の方法)

第3条 月額報酬を受ける者に対しては、就任した日の属する月から支給し、辞職、失職、死亡等によりその職を離れたときは、その日の属する月の分まで報酬を支給する。

ただし、月額報酬を支給する場合の支給方法等については、公益財団法人浜松市医療公社職員給与規程に規定する例による。

2 前項の場合において、退職した日の属する月に再び同一の職に就任したときは、その日の属する月の分の報酬は重複して支給しない。

3 日額の報酬を受ける者に対しては、その勤務日数に応じて支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が職務のために出張した時は、その費用を弁償することができる。

2 役員等の費用弁償については、公益財団法人浜松市医療公社職員旅費規程に規定する支給方法の例による。

(公表)

第5条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(細則)

第6条 この規程の定めるもののほか、この規程の実施に関する必要な事項は、理事会の

決議により別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 財団法人浜松市医療公社役員等の報酬並びに費用弁償支給規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。